

令和4年3月15日

宗像地区事務組合指定給水装置工事事業者様

宗像地区事務組合  
(宗像地区水道管理センター)  
(公印省略)

### 「宗像地区事務組合給水装置工事基準」制定について（通知）

宗像市及び福津市の水道事業の推進につきましては、日頃より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成22年に制定された「宗像地区事務組合給水装置工事基準」については制定後10年以上を経過しており、この間、水道法の改正や使用材料の規格の見直し等が行われていることから、給水装置工事を適切に実施できるように、新たに「宗像地区事務組合給水装置工事基準」を制定いたしました。

宗像地区事務組合のホームページにPDFデータとしてアップロードしますので、指定給水装置工事事業者の皆様には、ここからダウンロードしていただき、日常の給水装置工事業務にご活用いただければ幸いです。

#### 記

- 1 アップロード日：令和4年3月15日（火）
- 2 制定日 : 令和4年4月1日
- 3 周知期間 : 令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日
- 4 施行日 : 令和5年4月1日

※なお、「宗像地区事務組合給水装置工事基準」の内容等については、令和4年秋に開催を予定している「宗像地区事務組合指定給水装置工事事業者講習会」において、詳しく説明する予定です。

#### 【連絡先】

宗像地区水道管理センター施設課給水係

TEL:0940-62-0975 • FAX:0940-62-7111